

秋田県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成26年3月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字切欠52番1地先から字家後20番3まで	10.40~36.00	0.780
	新	四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字切欠52番1地先から北楯岡字嶋117番1地先まで	10.40~36.00	4.880

2 供用開始の期日 平成26年3月14日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年3月14日から同月27日まで

秋田県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成26年3月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	神岡南外東由利線	大仙市神宮寺字本郷野76番9から本郷下23番1地先まで	7.00~20.00	0.400
	新	神岡南外東由利線	大仙市花館字間倉洲崎57番2地先から神宮寺字本郷下23番1地先まで	7.00~36.00	2.900

2 供用開始の期日 平成26年3月14日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成26年3月14日から同月27日まで